



栃木県公報

平成29年
10月2日(月)
号外
第41号

目次

選挙管理委員会

- 衆議院小選挙区選出議員選挙において候補者届出政党が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数…………… 1
- 衆議院小選挙区選出議員選挙に係る選挙時登録における被登録資格決定基準日…………… 1

選挙管理委員会

栃木県選挙管理委員会告示第48号

政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第165号）第2条第7項の規定に基づき、平成29年10月22日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙において候補者届出政党が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数を次のとおり定めた。

平成29年10月2日

栃木県選挙管理委員会委員長 小林 恒 夫

放送の区分	基幹放送事業者名	回数	
		栃木県における届出候補者数	
		1人又は2人	3人から5人まで
テレビジョン放送	株式会社とちぎテレビ	1回	2回
ラジオ放送	株式会社栃木放送	1回	1回

栃木県選挙管理委員会告示第49号

平成29年10月22日に衆議院小選挙区選出議員選挙を行う予定であるので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第3項の規定による選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日を次のように定める。

平成29年10月2日

栃木県選挙管理委員会委員長 小林 恒 夫

平成29年10月9日 ただし、年齢については平成29年10月22日